

平28福情答申第10号

平成29年 2月20日

福岡市住宅供給公社理事長 和志武 三樹男 様

(福岡市住宅供給公社保全課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例の一部を改正する条例 (平成28年福岡市条例第7号) による改正前の福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき、平成28年4月15日付け福市住公第42号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「平成27年1月～3月中に福岡市住宅供給公社から福岡地方検察庁に提示された  
図面」の非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「平成27年1月～3月中に福岡市住宅供給公社から福岡地方検察庁に提示された図面」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市住宅供給公社（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、結論として妥当である。

**第2 異議申立ての趣旨及び経過**

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成28年1月21日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

(1) 平成27年12月17日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。

(2) 平成28年1月21日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 平成28年3月16日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

**第3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨**

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書、陳述意見書及び平成29年1月18日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 異議申立人は、平成21年6月30日及び同年7月1日のメールにて、実施機関に対して「工事完了届に添付した図書」及び「造成計画平面図」の送付を依頼

したところ、同年7月8日に、実施機関から異議申立人に「造成計画平面図」が郵送されてきた。当該「造成計画平面図」が、条例第7条第6号の法令秘情報に該当するものであるならば、実施機関は異議申立人に郵送することができないはずである。

(2) 異議申立人は、実施機関の職員2名を虚偽公文書偽造罪で告訴したが、検察官の説明によると、実施機関から提示された「図面」により、不起訴処分を行ったとのことであった。

不起訴処分がなされた後、異議申立人は、実施機関が検察官に提示又は提出した「図面」が「造成計画平面図」であることを確認したが、これは正式な申請図面（「計画通知」に添付した図）ではない。実施機関は、正式な申請図面を保有しているにもかかわらず、「造成計画平面図」を検察官に提示又は提出している。

(3) よって、実施機関が唯一保管していた図面である「造成計画平面図」の公開を求める。

(4) 実施機関に非公開を指示した機関、指示の内容、時期及び法律上の根拠規定の有無、実施機関が指示に法的に拘束される根拠についての回答を求める。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年11月22日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書の特定及び本件決定について

#### ア 弁明意見書における本件対象文書の特定について

本件対象文書については、異議申立人の主張によると、「平成27年1月～3月の期間中に、福岡地方検察庁からの問い合わせに対し、実施機関が「唯一保管していた「図面」」として提示した」と異議申立人が主張している「図面」である。

#### イ 口頭意見陳述時における本件対象文書の特定について

本件対象文書においては、異議申立人が指定した期間（平成27年1月～3

月の間)に、福岡地方検察庁から実施機関になされた問い合わせと当該問い合わせに対する実施機関からの回答文書の有無について検索し、該当した一切の文書を本件対象文書として特定した。

ウ 本件決定について

しかし、上記イの方法で特定した一切の文書については、条例第7条第6号の非公開情報である国等の機関の指示により公にすることができないものであるため、本件決定を行ったものである。

#### 第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

- (1) 異議申立人の主張から判断するに、異議申立人が公開を求める本件対象文書は、福岡地方検察庁からの問い合わせに対し、実施機関が、平成27年1月～3月の期間中に、「唯一保管していた「図面」」として検察庁に提示又は提出した図面、すなわち、異議申立人の主張によると当該図面は「造成計画平面図」であると解される。
- (2) 当審査会から口頭意見陳述時に実施機関に本件対象文書の特定について確認したところ、第3, 2, (2), イのとおりであり、具体的な書類としては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項による捜査関係事項照会書及びそれに対する実施機関からの回答文書が1件存在しており、これらの文書を本件対象文書として特定したとの主張であった。当審査会において、当該照会書を確認したところ当該照会に関する事項については同条第5項による法律上の秘密保持義務があるとしてその遵守が求められていることが確認できた。
- (3) 当審査会としては、本件対象文書の特定については、異議申立人が公開請求を行った「平成27年1月～3月中に福岡市住宅供給公社から福岡地方検察庁に提示又は提出された図面」が本件対象文書として特定されるべきものであり、実施機関は、当該本件対象文書について、公開ないしは非公開（存否応答拒否を含む）の判断を行うべきと判断するものである。

したがって、実施機関は、本件対象文書を「平成27年1月～3月中に福岡市住宅供給公社から福岡地方検察庁に提示又は提出された図面」と特定した上で、

当該図面の保有について改めて公開・非公開の決定を行うべきところであると考えるが、当審査会では紛争の一回的な解決を図るため、当該図面について、本答申の中で判断することとする。

## 2 条例第10条第1項（存否応答拒否）について

- (1) 条例第10条第1項は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。当該規定は、当該公文書は存在するが非公開とする回答又は当該公文書は存在しないとする回答によって、非公開とすべき情報についての事実が明らかとなり、本来ならば非公開とすることによって保護される利益が害される場合等には当該公開請求を拒否することができるものである。

したがって、本件請求の検証においては、異議申立人が求める「平成27年1月～3月中に福岡市住宅供給公社から福岡地方検察庁に提示又は提出された図面」が実施機関からの回答文書に該当し、これを保有しているか否かを実施機関が明らかにした場合に、これにより非公開とすべき事実が明らかになるものか否かを判断する必要がある。

- (2) 条例第7条第6号該当性について

### ア 条例第7条第6号について

条例第7条第6号（以下「第6号」という。）は、法令等若しくは本市の議会の会議規則の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報を非公開情報として規定している。

本件において実施機関が理由に掲げている「実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示」とは、法定受託事務の処理に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の7の規定による指示など、法律又はこれに基づく政令に根拠を有し、実施機関を法的に拘束するものをいう。また、「指示」とは、書面により明確に示されたものをいう。

そして、「公にすることができないと認められる」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目

的から当然に公にすることができないと認められる場合をいう。

#### イ 第6号該当性について

- (ア) 当審査会において、捜査関係事項照会に係る刑事訴訟法第197条第2項の規定を確認したところ、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と、また、同条第5項は、「第2項又は第3項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。」と規定されていることが確認できた。そして、「必要があるとき」とは、捜査関係事項照会の対象者に対して検察庁から捜査関係事項照会がなされ、かつ、検察庁から同条第5項において法律上の秘密保持義務があるとしてその遵守が求められた場合であり、国においては、捜査関係事項照会に係る文書について開示請求がなされた場合には、当該文書を「訴訟に関する書類」として取り扱い、刑事訴訟法第53条の2第1項の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)等の規定の適用除外とし、その全部を非開示としていることが確認できた。
- (イ) 以上のことから、実施機関が検察庁から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会を受け、何らかの文書を検察庁に提出した場合、かつ、同法第197条第5項による法律上の秘密保持義務の遵守が求められた場合においても、これらの文書の一切は、第6号の実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができない書類に該当するものと認められる。
- (ウ) よって、当審査会の判断としては、本件において、実施機関が検察庁にどのような内容の文書を回答したかについては、刑事訴訟法第197条第5項による国等の機関の指示により公開することができないと認めるものであるから、本件請求において異議申立人が請求している図面が回答文書に含まれるか否かを答えるだけで、第6号の非公開情報を公開することとなるため、実施機関においては、本来、条例第10条第1項に該当するとして存否応答拒否を行うべきであったと思料する。

### 3 補足

なお、実施機関が本件対象文書として特定した捜査関係事項照会書及び当該照

会に対する実施機関からの回答文書であれば、上記2記載のとおり、国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる第6号の非公開情報に該当するものであることから、本件決定は結論としては妥当であることを念のため確認しておく。今後、実施機関においては、正確な文書の特定について留意されたい。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年4月15日	実施機関からの諮問
平成28年6月30日	実施機関が弁明意見書を提出
平成28年8月12日	異議申立人が反論意見書を提出
平成28年10月25日（1部会）	審議
平成28年11月22日（1部会）	実施機関からの意見聴取，審議
平成29年1月16日（1部会）	異議申立人が陳述意見書を提出
平成29年1月18日（1部会）	異議申立人からの意見聴取，審議
平成29年2月1日（1部会）	審議

### 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，五十川直行，石森久広，馬場明子